

特記仕様書記載例

第〇条 情報共有システム

- 1 本業務は、情報共有システムの利用について受発注者間で協議を行う業務とする。契約後、情報共有システム（※）の取扱いについて別紙1により協議すること。

※情報共有システムとは、監督職員等及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することで業務の効率化を図るものをいう。

- 2 情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者の費用（登録料及び利用料）は、諸経费率（測量、地質調査）又はその他原価（設計業務等）の率分に含まれる。
- 3 詳細については、以下のホームページ「情報共有システム(ASP)の利用について」を参考とすること。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1076982.html>